

## 伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所の受入れ体制の整備及び待機児童の解消について緊急かつ円滑な実施を図るため、保育所分園を設置及び運営する社会福祉法人等に対し、伊勢原市保育所分園設置運営補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「分園」とは、保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の定めにより分園を設置し、神奈川県知事が保育所変更届を受理した保育所分園をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象及び対象とする経費は、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表により算出した補助基本額(限度額)と社会福祉法人等が支出した交付基準に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書(別表に掲げる保育所分園設置推進費に係る補助を受ける場合に限る。)

(2) 保育所分園設置状況調書(第2号様式)

(3) 建物賃貸借契約書の写し(別表に掲げる賃借料に係る補助を受ける場合に限る。)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、年2回に分けて交付するものとする。ただし、第3条第1号に規定する補助金は、初回交付時に全額を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付請求書(第4号様式)に、伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間は6年とし、同条第3号の規定により市長が定める財産の種類は、備品とする。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

第1号様式(第5条関係)

年度伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年度伊勢原市保育所分園設置運営補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 千円

2 補助事業等の目的及び内容

3 添付書類

収支予算書

保育所分園設置状況調書

建物賃貸借契約書の写し

第2号様式（第5条関係）

保育所分園設置状況調書

		分園の状況	中心保育所の状況	
施設名				
所在地				
設置主体				
運営主体				
所有 関係	土地			
	建物			
定員		人		
	定員規模	人	人	
中心保育所と分園との距離・時間				
距離（ ）km 利用交通機関（ ）所要時間（ ）分				
分園運営開始年月日		年 月 日		
分園の土地・建物の貸与状況				
	土 地		建 物	
所有者				
被貸与者				
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで ( )年間		年 月 日から 年 月 日まで ( )年間	
賃料	月額	円	月額	円
賃料の財源				
登記の状況	地上権	賃借権	賃借権	
賃貸借とする理由				

年度伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市保育所分園設置運営補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額

千円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(事務担当は、 )

第4号様式(第7条関係)

年度伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

請求者名称及び  
代表者氏名

---

交付決定のありました伊勢原市保育所分園設置運営補助金の交付を受けたいので、  
関係書類を添えて請求します。

- |   |                                    |    |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 交付決定通知額                            | 千円 |
| 2 | 既交付額                               | 千円 |
| 3 | 今回交付請求額                            | 千円 |
| 4 | 未交付額                               | 千円 |
| 5 | 添付書類<br>伊勢原市保育所分園設置運営補助金交付決定通知書の写し |    |